第21　警報設備

（危政令第21条）

1　自動火災報知設備

危省令第38条第２項によるほか、自動火災報知設備の細目は次のとおりとするものである。

⑴　感知器等の設置は施行規則第23条第４項から第８項までの規定の例によるものである。

⑵　前記（２）に定めるもののほか、施行規則第24条及び第24条の２の規定の例による。

2　非常ベル装置、拡声装置、警鐘

非常ベル装置、拡声装置、警鐘は、施行令第24条第４項及び施行規則第25条の２第２項の基準の例により設ける。

3　その他

⑴　消防機関への報知ができる電話は、危険物施設内になくても、同一敷地内のうち、速やかに通報ができる位置にあることでよいものである。

⑵　危省令第37条第２号の「消防機関に報知ができる電話」について【令７．７.30消防危第181号】

製造所等において、次のア又はイの要件を満たし、かつ、係員が携帯電話を保有している場合については、危規則第37条第2号の設備を設置しているものとして扱って差し支えない。

ア　製造所等の所在地が自社で通信設備を整備するいずれかの携帯電話事業者（ＭＮＯ）のサービスエリア範囲内である。

イ　消防法第11条第５項に規定する完成検査の際、携帯電話での通報が可能であることが確認できる。

ウ　ア及びイの確認方法については以下のとおり。【令７．８.12　札消査第543号】

（ア）アの「携帯電話事業者（MNO）のサービスエリア範囲内」については、以下のURL を参照し確認するものとする。 なお、４者いずれかのサービスエリアの範囲内であれば支障ない。

ａ　株式会社 NTT ドコモ：https://www.docomo.ne.jp/area/

ｂ　KDDI 株式会社：https://www.au.com/mobile/area/map/

ｃ　ソフトバンク株式会社：https://www.softbank.jp/mobile/network/area-map/

ｄ　楽天モバイル株式会社：https://network.mobile.rakuten.co.jp/area/

（イ）イの「携帯電話での通報が可能であることが確認できる」については、製造所等から所轄消防署へ携帯電話で架電し、確認するものとする。

エ　危規則第37 条第２号「消防機関に報知ができる電話」をすでに加入電話等により設置している製造所等が、当該運用に変更する際は、変更許可申請を要するものとする。